道路整備推進のための税制

道路特定財源諸税に係る暫定税率の適用期限の5年間延長

内容

受益者負担の考え方に基づく道路特定財源制度を活用して道路整備を推進する ため、道路特定財源諸税(揮発油税、地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、 自動車取得税、軽油引取税)を道路整備に充当し、暫定税率を5年間延長する。 なお、自動車重量譲与税の譲与割合を3分の1(現行4分の1)に引き上げる。

自動車の取得 燃料の消費 自動車の保有 ガソリン税 揮発油税(国税、国の財源) 48.6円[24.3円]/ 況 ガソリン車 自動車取得税 自動車重量税 地方道路税(国税、地方の財源) 5.2円[4.4円]/ 況 (地方税、地方の財源) (国税、国・地方の財源) **軽油引取税(**地方税、地方の財源) 軽油車 自家用車 自家用乗用車 32.1円[15.0円]/ 炭 6,300円[2,500円] 取得価額の 石油ガス税(国税、国・地方の財源) LPG車 5 % [3 %] /0.5t年, 17.5円 / kg

道路特定財源諸税一覧

____が暫定税率([]内は本則税率)

(参考)

道路特定財源制度は、受益者である自動車利用者が道路整備の費用を負担する 制度であり、道路特定財源諸税は必要な道路整備費を賄うために創設、拡充され てきた税である。

受益と負担の関係

